

令和3年度答申第11号
令和3年6月1日

諮問番号 令和3年度諮問第8号（令和3年5月18日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）がこれを不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

(1) 労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族

が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げている。

- (2) 労災保険法29条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定するが、本件不支給決定時、同基準を定める厚生労働省令はない。なお、その後、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険規則」という。）の改正（令和2年厚生労働省令第70号）により、同項2号に掲げる事業として、労災就学援護費の支給を行うものとする旨の規定（労災保険規則32条）、労災就学援護費の支給対象者及び額に関する規定（労災保険規則33条1項及び2項）並びに労災就学援護費の支給に関しその他必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める旨の規定（同条3項）が設けられ、令和2年4月1日から施行されている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) P（以下「本件労働者」という。）は、Q社に就労していた者であるが、平成30年8月9日、作業中に倒れて救急搬送され、同月10日、急性心筋梗塞により死亡した。

（脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査復命書、死亡診断書）

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、平成30年10月10日、処分庁に対し、遺族補償年金等の支給の請求をするとともに本件申請をした。

（遺族補償年金支給請求書、葬祭料請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書）

- (3) 処分庁は、平成31年3月8日、上記(2)の遺族補償年金等の支給の請求に対して、「「脳血管疾患及び虚血性心疾患等」の認定基準に満たさず、労働基準法施行規則別表第1の2第8号他に掲げるいずれの業務上疾病にも該当しないため」との理由により、遺族補償年金等の不支給決定（以下「本件遺族補償年金等不支給決定」という。）をした。

（労働者災害補償保険給付不支給決定通知書）

- (4) 処分庁は、平成31年3月8日、本件申請に対して、「「脳血管疾患及び虚血性心疾患等」の認定基準に満たさず、労働基準法施行規則別表第1の2第8号他に掲げるいずれの業務上疾病にも該当しないため」との理由により、本件不支給決定をした。

(労災就学等援護費不支給決定通知)

(5) 審査請求人は、令和元年5月27日、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し、本件遺族補償年金等不支給決定を不服として審査請求をしたところ、B労働者災害補償保険審査官は、令和2年8月20日、審査請求人の当該審査請求を棄却する決定をした。

(決定書)

(7) 審査庁は、令和3年5月18日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

本件労働者は、平成30年7月24日、勤務中に熱中症を発症して入院し、さらに、同年8月9日、勤務中に急性心筋梗塞を発症し、死亡したものである。このような事実経過からすれば、急性心筋梗塞による死亡は業務上の過労に起因するものというべきで、本件労働者の妻である審査請求人は、遺族補償年金受給権者であり、労災就学援護費の支給対象者であるから、本件不支給決定は取り消されるべきである。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

労災就学援護費の支給対象者については、「労災就学等援護費支給要綱」(昭和45年10月27日付け基発第774号「労災就学援護費の支給について」の別添。以下「支給要綱」という。)の3の「(1) 労災就学援護費」において、「ロ 遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子(略)で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの。」とされている。

処分庁は、本件労働者の死亡と業務との因果関係は認められないと判断し、本件遺族補償年金等不支給決定をしている。また、B労働者災害補償保険審査官は、審査請求人の本件遺族補償年金等不支給決定に係る審査請求を棄却する

決定をしている。

よって、審査請求人は、支給要綱の3に掲げる遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていないことから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求 : 令和元年5月27日

審理員意見書提出 : 令和2年3月6日

本件諮問 : 令和3年5月18日

(2) 以上の経緯を見るに、本件審査請求から本件諮問までに約2年を要しており、そのうち、審理員意見書の提出から本件諮問までに約1年2か月を要している。審査庁において、本件遺族補償年金等不支給決定に係る審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定及び当該決定に対する再審査請求の有無を確認した後に本件諮問をしたとしても、遺族補償年金等に係る審査請求の手続と労災就学援護費に係る審査請求の手続が別個に設けられている現行制度の下では、それぞれの手続は、本来、独立して迅速に進めることが求められているというべきであるし、その点は差し置いても、本件遺族補償年金等不支給決定に係る審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定は、令和2年8月20日にされており、その決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内にできる再審査請求がないことを確認した時点から本件諮問までを見ても約7か月を要しているから、本件諮問までにこれだけの期間を要する事情があったとは思われない。審査庁においては、審理手続の迅速化を図る必要が認められる。

(3) 上記の点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

(1) 労災就学援護費について

労災保険法及びその下位規則の定める労働者災害補償保険制度（以下「労災保険制度」という。）は、業務災害等に関する保険給付として、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付等の保険給付をすることとしている。

労災保険法29条1項2号は、政府が、被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行うことができる旨定めているが、これは、上記労災保険制度による保険給付を補完するものと解される（最高裁平成15年9月4日第一小法廷判決・集民210号385頁）。支給要綱に基づく業務災害等による重度障害者、長期療養者及び遺族に対する労災就学援護費の支給は、上記労災保険法29条1項2号に定める事業として行われるものである。

(2) 審査請求人が労災就学援護費の支給対象者となるかについて

審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であり、子の労災就学援護費の支給を請求したものであるが、支給要綱は、死亡した労働者の遺族が、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子について労災就学援護費の支給を受けるには、遺族補償年金受給権者であることを要する旨定めている。

かかる支給要綱の定めは、上記のとおり労災就学援護費の支給が労災保険制度による保険給付を補完するものであるとする趣旨に沿うものであり、労災就学援護費の支給対象者となるには、保険給付としての遺族補償年金について支給決定を受けていることを要するというべきである。審査請求人は、遺族補償年金等の支給の請求を行っているが、これに対しては不支給決定（本件遺族補償年金等不支給決定）がされているのであって、審査請求人は、遺族補償年金の支給決定を受けているとの要件を満たしていない。

したがって、審査請求人は、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

3 付言

本件不支給決定の通知には、「「脳血管疾患及び虚血性心疾患等」の認定基準に満たさず、労働基準法施行規則別表第1の2第8号他に掲げるいずれの業務上疾病にも該当しないため」という理由が付されているが、これだけでは処分の名宛人が不支給決定の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない。審査請求人は、処分庁が本件労働者の死亡について業務との相当因果関係を認めていないことを審査請求の理由としているが、本来、労働者の死亡についての業務との相当因果関係の有無は、本件の労災就学援護費の不支給決定に対する審査請求の手続ではなく、遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手続で争われるべき事柄である。

本件のように、処分庁が、労働者の遺族からの労災就学援護費の支給申請に対し、申請者が保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族には該当しないとして不支給決定をする場合には、労災就学

援護費の支給要件（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審査手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（同法1条）にも資することになると考える。

このような観点から、当審査会は、本件と類似の事案に係る過去の答申（平成30年度答申第15号、第43号及び第59号、平成31年度答申第1号、令和元年度答申第15号、第41号、第79号及び第82号並びに令和2年度答申第89号）において、不支給決定の理由付記の内容を改善する必要があることを指摘したが、本件における上記の理由付記の内容は、いまだ十分に改善がされたものということとはできない。審査庁における更なる対応が望まれる。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史